

○ 財務省告示第46号

国債の発行等に関する省令（昭和57年大蔵省令第30号）第6条第11項の規定に基づき、令和7年1月16日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和7年2月13日

財務大臣 加藤 勝信

1 名称及び記号	利付国庫債券（5年）（第174回）
2 発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4 発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5 発行額	額面金額で894,800,000円
6 払込金額	895,963,240円
7 最低額面金額	50,000円
8 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9 発行日	令和7年1月16日
10 発行価格	額面金額100円につき100円13銭
11 利率	年0.7%
12 経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。
	$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{118}{365}$
13 初期利子	令和7年3月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次

号及び第15号において規定する期日について同じ。)。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

14 第2期以後の利子	毎年3月20日及び9月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
15 償還期限	令和11年9月20日
16 償還金額	額面金額100円につき100円
17 元利金支払場所	日本銀行
18 払込期日	令和7年1月16日